

## 平成29年第4回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月10日(月)午後3時から4時09分まで
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 (23人)

会長 三浦 房雄 君	会長職務代理者 川崎 良巳 君
3番 中川原 隆雄 君	4番 佐々木 克文 君
5番 時田 宏 君	6番 上山 和男 君
7番 久保 隆藏 君	8番 鈴木 勝利 君
9番 中川原 一義 君	10番 中里 光朋 君
11番 岩井 壽美雄 君	12番 鳥谷部 孝雄 君
13番 三浦 亮一 君	14番 豊川 敏雄 君
15番 柏田 雅俊 君	16番 佐々木 一榮 君
17番 大沢 トモ子 君	18番 北村 勉 君
19番 沢田 良一 君	20番 浦屋敷 節男 君
21番 鈴木 幸雄 君	22番 鳥谷部 甚一郎 君
23番 森田 英里子 君	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第24号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第27号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第28号 五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程案

議案第29号 職員の任免について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長・総務班長事務取扱	赤 坂 真 弓 君
主 幹	黒 沢 満 尋 君
主 幹	早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

**会長（三浦房）** ただ今から平成29年第4回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、報告第8号の1件及び議案第22号から第29号までの8件です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（竹洞）** 本日は、欠席者がございませんので、総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

**議長（三浦房）** これより議事に入ります。

日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声）

**議長（三浦房）** それでは、10番 中里光朋委員、20番 浦屋敷節男委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長兼務総務班長と早狩千春主幹を指名いたします。

**議長（三浦房）** それでは、日程第2業務報告について、事務局より業務報告の朗読と説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** [業務報告の朗読及び説明]

**会長（三浦房）** [青森県農業会議臨時総会の報告]

**議長（三浦房）** ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

**4 番（佐々木克）** 28日の「人・農地プラン」検討会の内容をお知らせいただきたい。

**事務局（赤坂）** 1月、2月に行った座談会で人・農地プランに新しく入りますということで手を挙げた方たちの更新があったと聞いています。

**議長（三浦房）** 大沢委員から何かありますか。今の佐々木委員の質問に。

**17 番（大沢）** 私も初めて出席したんですけれども、新規に入った方とか、やめる方とかの承認みたいなものでした。

**4 番（佐々木克）** 報告したものの承認ですか。

**17 番（大沢）** はい、そうでした。

**4 番（佐々木克）** わかりました。

**議長（三浦房）** よろしいですか。以上で日程第2の業務報告を終わります。

**議長（三浦房）** 次に、日程第3の報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局より説明をお願いします。

**事務局（早狩）** 議案書の1ページと参考資料の1ページ報告第8号をご覧ください。

農地は、字佐野上谷地●●●、田、面積は1,996平方メートルです。貸付人と借受人はご覧のとおりです。議案第22号の1番で農地の売買により、合意解約となっています。以上です。

**議長（三浦房）** ただいまの報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声）

**議長（三浦房）** よろしいですか。特に、発言がないようですので、以上で報告第

8号を終わります。

**議長（三浦房）** ここで農地調査会、今月担当調査委員は3番 中川原隆雄調査委員及び12番 鳥谷部孝雄調査委員です。調査委員席に着席ください。

[中川原隆雄委員及び鳥谷部孝雄委員 着席]

**議長（三浦房）** それでは、日程第4の議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

ここで、議案第22号の1番につきましては、●●●●委員の事案が含まれており、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参加が制限されますので、審議開始から終了まで退席をお願いします。議案終了後に入室・着席していただきます。

[●●●●委員 退室]

**議長（三浦房）** 事務局より1番について説明をお願いします。

**事務局（早狩）** 議案書の2ページ議案第22号の1番をご覧ください。農地は、大字切谷内字元年沢●●●、大字切谷内字南田ノ沢●●●、字兎内下保戸沢●●●、字佐野上谷地●●●、4筆合わせて5、344平方メートルです。売買価格をお知らせします。売買価格は●●●円です。10アールあたりにしますと●●●円となっています。以上です。

**議長（三浦房）** 1番について、中川原担当調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**中川原隆雄調査委員** それでは、調査の結果を報告いたします。総会提出議案書の2ページ議案第22号と参考資料の3ページをご覧ください。

4月4日に、三浦会長と鳥谷部孝雄委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番の農地は、譲渡人は両親から農地の相続を受けましたが、今は群馬県に住んでおり、今後も五戸町には戻らないということで、同じ集落の譲受人に売買するものです。譲受人はニンニクと水稻の作付を拡大するという目的で3条の申請をされたということです。

**議長（三浦房）** 説明が終わりました。議案第22号の1番について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**4番（佐々木克）** これは、報告第8号で合意解約の報告がありましたけれども、同時に●●さんが買うことになったのか、あるいは前に決めていたのか、その辺が分かったら教えていただきたい。

**事務局（早狩）** たまたま所有者の方が地元に戻ってきたときに、誰かに農地を譲りたいということで、農業委員の鳥谷部さんを頼って行ったようで、調べて見たら賃貸借しているものがあつたので、合意解約して売買で動かしたいということでした。

**4番（佐々木克）** だいたい、話があつて同時に進んだということですね。

**事務局（早狩）** 2人で受付に来て合意解約の書類を書いていきました。

**4番（佐々木克）** はい、わかりました。

**議長（三浦房）** よろしいですか。それでは採決いたします。議案第22号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（三浦房）** 全員賛成ですので、議案第22号の1番は原案のとおり決定いたしました。

ここで●●●●委員を入室・着席させてください。

[●●●●委員 入室・着席]

**議長（三浦房）** 引き続き、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局（早狩）** それでは、議案書の2ページ議案第22号と参考資料の3ページをご覧ください。今月の農地法第3条許可申請は1議案8件です。1番から3番は売買による所有権移転に関する件、4番から6番は贈与によ

る所有権移転に関する件で、7番は使用貸借による権利設定に関する件、8番は賃貸借に関する件であります。

1番から8番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

ともに、経営規模拡大、農業経営の安定を図るものであり機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題はなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

参考までに売買価格をお知らせいたします。2番の農地の売買価格は●●●円、10アールあたりにしますと●●●●円、3番の農地は●●●●円、10アールあたりにしますと●●●●円となっています。以上です。

**議長（三浦房）** ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して中川原隆雄調査委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

**中川原隆雄調査委員** 2番の農地は、譲受人が耕作している1枚の水田の一部であり、河川工事の際に譲渡人の所有地であることが分かったものです。今回、その部分を買って従来どおり耕作したいということです。

3番の農地は、譲渡人が高齢のため、親戚である譲受人に売買するものです。また、譲受人も自分の農地と隣接しており、作業の効率化が図られると考えています。

4番の農地は、譲渡人が高齢のため、息子である譲受人に贈与するものです。譲受人はこれを受け、今までどおり農業経営をして行くそうです。

5番の農地は、譲渡人が高齢のため、息子である譲受人に生前一括贈与するものです。譲受人はこれを受け、勤めながら農業経営をして行くそうです。

6番の農地は、譲渡人が病気がちで農業経営ができない状態になったため、親戚である譲受人に贈与するものです。譲受人もこれを受け、今までどおり耕作して行く予定です。

7番の農地は、6番の譲受人である借受人が、下限面積制限を満たすために、貸付人から使用貸借で借り受けるものです。

8番の農地は、貸付人が高齢になり、今までどおり働くことが困難になってきたため、同じ地域で農業を営む農地所有適格法人である借受人に賃貸借するものです。借受人はダイコンを作付する予定と聞いております。

以上で調査の結果の説明を終わります。

**議長（三浦房）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声）

**議長（三浦房）** よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（三浦房）** ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第22号は、原案のとおり決定いたしました。

**議長（三浦房）** 次に、日程第4の議案第23号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** それでは、議案書の5ページ議案第23号と参考資料の39ページをご覧ください。

今月の農地法第4条許可申請は1議案1件です。

農地の所在は字中道十文字●●●、地目は畑、面積は809平方メートルです。転用目的は宅地で、集合住宅1棟、物置2棟、プロパン庫、駐輪場を建築予定です。農地の区分は、転用基準第3種農地、都市計画第1種住居地域となります。以上です。

**議長（三浦房）** ただ今の事務局の説明に関連して、中川原隆雄調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**中川原隆雄調査委員** それでは、農地法第4条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。提出議案書の5ページ議案第23号と参考資料の39ページをご覧ください。これも4月4日に現地調査を行いました。

1番の申請は、賃貸用の集合住宅を建築するため、畑を宅地に転用するものです。周囲は、北側が畑、東、西側は住宅、南側が町道です。外

周にフェンスを設置し、生活排水は公共下水道に接続する計画で、周辺農地への影響はないものと確認しております。

以上で調査の結果の説明を終わります。

**議長（三浦房）** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑・意見なし）

**議長（三浦房）** よろしいですか。それでは採決いたします。議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（三浦房）** 全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**議長（三浦房）** 次に、日程第4の議案第24号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** それでは、議案書の6ページ議案第24号と参考資料の50ページをご覧ください。

今月の農地法第5条許可申請は1議案1件です。

農地の所在は字竹原●●●、地目は畑、面積は4,413平方メートルです。転用目的は宅地で、12区画の宅地分譲する予定となっております。農地の区分は、転用基準第3種農地、都市計画第1種住居地域と判断いたします。

**議長（三浦房）** ただ今の事務局の説明に関連して、中川原隆雄調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**中川原隆雄調査委員** それでは、農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。総会提出議案書の6ページ議案第24号と参考資料の50ページをご覧ください。

調査員は、4月4日で同じですので省略させていただきます。

1番の申請は、譲受人は建設業及び不動産業を営んでおり、当該地を造成して宅地分譲する計画です。宅地分譲後の家庭排水は、下水道に接続して処理するものであります。また、法面には土砂流出防止対策工事を施し、周辺農地に土砂、雨水が流れ出ないようにするという事です。

周囲は、北西側が畑で、南西側と東側が住宅、北、南側は町道となっています。周りに影響がないことを確認しております。

以上で調査の結果の説明を終わります。

**議長（三浦房）** ありがとうございました。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑・意見なし)

**議長（三浦房）** よろしいですか。それでは採決いたします。議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長（三浦房）** 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**議長（三浦房）** 次に、日程第4の議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** それでは、議案書の7ページ議案第25号と参考資料の64ページをご覧ください。

今月の農地法第5条許可後の事業計画変更承認申請は1議案1件です。

農地の所在は字正場沢●●●、地目は畑となっており、転用目的は宅地となります。この件につきまして、平成26年1月に5条の許可済みですが、譲受人はその後体調を崩し、また、仕事を辞めたために建築できないでございましたが、今、建築するに当たり別の業者に依頼しましたら、建築物及び建築位置等が変更になったため、変更申請するものです。

農地の区分は、転用基準第3種農地、都市計画第1種住居地域となります。以上です。

**議長（三浦房）** ただ今の事務局の説明に関連して、中川原隆雄調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

**中川原隆雄調査委員** それでは、農地法第5条の許可後の事業計画変更承認申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

先ほども事務局から説明がありましたとおり、この件につきましては、一旦許可書を受領して、事業変更されたということで変更申請の議題にしているものでございます。

重複するかもわかりませんが、自己住宅建築のために転用許可を受けた直後、申請者が病気で入院するなどしたため、一旦建築を断念していたものですが、今回、再開するに当たり、施工業者を変えたため、建物の規模や配置等を変更するものです。転用の面積は変わりません。床面積とか建て方が若干変わる予定です。

申請地の北側、東側は宅地、南側は畑、西側は幅員16メートルの県道に接しています。生活排水は公共下水道に接続することとしており、周辺住宅や農地に影響がないことを確認しています。

以上で調査の結果の説明を終わります。

**議長（三浦房）** ありがとうございます。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑・意見なし)

**議長（三浦房）** よろしいですか。それでは採決いたします。議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長（三浦房）** 全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり承認することとして県知事に意見を送付いたします。

また、農地調査委員の方々ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

**議長（三浦房）** 次に日程第4議案第26号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

議案第26号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** 議案書の8ページ議案第26号をご覧ください。

五戸町長より平成29年3月27日付け五農林第659号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案7件です。面積は48,004平方メートルです。

1番については、新規となり、面積は6,364平方メートル、地目は田となります。2番の農地については再設定となり、合計で10,625平方メートルとなります。3-1番から3-5番までは新規で、中間管理機構への貸出しとなります。田が4件、畑が1件です。

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

**議長（三浦房）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**15番（柏田）** 2番の賃借料ですが、●●●円ということは、面積が1町歩だから総額●●●ということですか。

**事務局（黒沢）** 10アール当たり●●●円ではなく、1年間総額で●●●円です。

**15番（柏田）** わかりました。

**議長（三浦房）** よろしいですか。それでは採決いたします。議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（三浦房）** ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

**議長（三浦房）** 次に、日程第4の議案第27号「荒廃農地調査に伴う農地・非農

地の判断について」を議題に供します。

議案第27号について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 議案書の11ページ議案第27号と参考資料の77ページをご覧ください。荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

平成29年4月4日の利用状況調査の結果、農地法の運用について第4の(4)に定める農地に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものでございます。1筆、104㎡です。

**議長（三浦房）** 議案第27号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑・意見なし）

**議長（三浦房）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（三浦房）** ありがとうございました。全員賛成ですので、議案…

**4番（佐々木克）** 議長、すみません。進んでしまって申し訳ないんですが、前の議案で中間管理機構に貸すのが全部使用貸借になっているけれども、これで良いのか。

**事務局（黒沢）** はい、使用貸借です。

**4番（佐々木克）** ということは、無償で貸すということになるのか。

**事務局（黒沢）** はい、そうなっています。

**議長（三浦房）** ここで暫時休憩します。

[ 休 憩 ]

**議長（三浦房）** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（三浦房）** ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

**議長（三浦房）** 次に、日程第4の議案第28号「五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程案」を議題に供します。

議案第28号について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 議案書の12ページ 議案第28号をご覧ください。

五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程案についてでございます。

農地利用最適化推進委員候補者の選考を行うための選考委員会の設置及び運営について定めるものでございます。

これにより、平成28年12月14日の総会で可決いただきました「五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱」を廃止するものです。

これは、当初、農地利用最適化推進委員の候補者については、農業委員会総会で選考し決定するものとする三八地区の農業委員会の先行事例を基に要綱を作成しておりましたが、その後、農地利用最適化推進委員についても、農業委員と同様に選考委員会を設置し、候補者を選考しなければならないということから今回の規程案の提案となったものでございます。

**議長（三浦房）** ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3番（中川原隆）** 28号で前の要綱を全部改正する要綱。これは廃止ではございませんか。前に議決したものを全面改正って…。そっちを廃止して新しく設置規程をやった方がいいんじゃないでしょうか。

**事務局（赤坂）**　そうです。そのとおりなんですけれども…

**3番（中川原隆）**　1回も使わないうちに28号。こういうあれは事務の怠慢と言いますか、とてもじゃないが1回もその要綱に基づいてやらなくて、実施しないで、決定しただけで。

**事務局（赤坂）**　決定してから、事務を進めるうえで、県の事務局長会議なりで、最適化推進委員についても農業委員と同様に選考委員会を設けて選考しなさいと言う指導がありまして…

**3番（中川原隆）**　指導がいつあったんですか。

**事務局（赤坂）**　その事務局長会議のときなんです。

**3番（中川原隆）**　だって、前に、法が改正になってから、もう実施している所もあるわけですよ。

**事務局（赤坂）**　そこを参考にして作ったわけなんです。新郷村さんなんですけれども。そちらの方ではそういう形でやってきているはずなんですけれども、その後、県の農業会議の方ではきちんと選考委員会を設けてくださいという話がありまして、こういう形…

**3番（中川原隆）**　前のは良くて、いまからのやつはそういうふうにしてくださいということなんですか。

**事務局（赤坂）**　はい。

**3番（中川原隆）**　そうですか。

**会長（三浦房）**　この前、臨時総会の時、やっぱり最適化推進委員の事業内容についてということで、南部の赤石さんが、先にスタートしているから質問したんですよ、事務局に。そうしたら答弁が、農業委員の仕事も法律で決まった範囲、最適化推進委員も法律どおりです。文章どおりだと。でも二転三転するわけ、内容が。おかしいところがあります。会長会議でも。

**3 番（中川原隆）** 前の要綱と今の規程で変わった点、要点だけでも結構ですから説明をお願いしたい。

**事務局（赤坂）** 大幅に変わったとか、どこがどういうふうに変ったというあれではないんですけれども。

**3 番（中川原隆）** 選考委員の人数は変わってますよね。そこら辺を…

**事務局（赤坂）** 廃止となった要綱は全部で6条あるんですけれども、内容的には目的と、どういう形で選考するかということと、決定行為、これは農業委員会の過半数で決定するということと、公開することと、秘密保持。前の要綱はこれだけでしたけれども、今回はこれにさらにいろいろ加えまして、まず選考委員ですね。選考委員はご覧のとおりで、第1から第4の4地区から委員を選考するという形です。あと、委員長・副委員長を互選により決めるということです。あと招集ですね。委員長が招集するんですけど、最初は農業委員会の会長が招集する。あと会議録の作成、庶務は農業委員会の事務局で処理する、公印の規定、が、新たに加わった部分です。

**議長（三浦房）** いいですか。

**3 番（中川原隆）** はい。

**議長（三浦房）** よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（三浦房）** ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

**議長（三浦房）** 次に、日程第4の議案第29号「職員の任免について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の16ページ議案第29号をご覧ください。  
[議案を朗読]

議長（三浦房） ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

**議長（三浦房）** よろしいですか。それでは採決いたします。議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（三浦房）** ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定いたしました。

**議長（三浦房）** 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、五戸町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成29年4月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員